

◇国際会議報告◇

GPF 会議（2024 年 11 月）出席報告

富士通(株) 財務経理本部 経理部 Group Controlling Division 部長

IFRS 財団 世界作成者フォーラム メンバー

ASBJ 収益認識専門委員会専門委員

ASBJ IFRS 適用課題対応専門委員会専門委員

坂口 和宏

1. はじめに

2024 年 11 月 15 日、世界作成者フォーラム（Global Preparers Forum、以下「GPF」という。）が開催された。GPF は財務諸表作成者の代表者からなる会議体で、作成者の立場から、IASB に対して定期的にインプットすることを目的としている。GPF のメンバーは 20 名（2024 年 11 月末現在）で、ヨーロッパ 9 名、北米 3 名、南米 1 名、中近東・アフリカ 2 名、アジア 5 名と、幅広く作成者の声を拾うため、地域バランスに配慮した構成となっている。

今回の会議も、前回に引き続き、ロンドンでの対面とオンラインとのハイブリッド開催となった。日本からは筆者がロンドンにて対面で参加した。会議では各セッションにおいて、IASB スタッフより、議事に関するこれまでの検討状況が説明され、その後 IASB メンバーを交えて、GPF メンバーとの意見交換が行われた。

以下、議事一覧及び主な討議内容を紹介する。なお、会議で使用された資料は、IASB のウェブサイトでご覧可能であるため、適宜参照頂きたい。

2. 議事一覧

以下ロンドン時間、休憩時間等は除く：

09:00-09:30 IASB・IFRS 解釈指針委員会アップデート

09:30-11:00 IFRS 第 16 号「リース」適用後レビュー

11:15-12:15 キャッシュフロー計算書及びその関連事項

12:15-13:00 持分法

14:00-14:30 ISSB アップデート

14:30-16:00 財務諸表における気候関連及びその不確実性

3. IFRS 第 16 号「リース」適用後レビュー

背景

IASB は、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）の適用後レビュー（以下「PIR」という。）を行うことを 2023 年 12 月のボード会議において決定し、2024 年 6 月より開始している。PIR は、基準が重要な問題なく開発時に意図した通り機能しているか、また、実務での適用上の課題がないかについて、確認・評価することを目的としている。スケジュールとしては、2024 年下期に GPF を含む IASB の諮問グループとの会合を実施、その内容を踏まえて 2025 年上期に Request for Information（以下「情報要請」という。）を公表し、IFRS 第 16 号の要求事項について利害関係者から広く意見を求めることとしている。

GPF 会議での議論

今回の GPF 会議では、情報要請の範囲を IASB が決定する際の参考とするため、IFRS 第 16 号の導入及び適用についての GPF メンバーの見解がヒアリングされた。

IFRS 第 16 号の全体的な評価について GPF メンバーの意見は分かれた。財政状態計算書でリースを表現することは概念的に正しく、IFRS 第 16 号によって財務情報の透明性が改善されたという声が聞かれる一方で、評価しない意見もあった。評価しない理由として、社内では IFRS 第 16 号が適用されていないかのような情報を経営層へ報告していることや、財務諸表利用者が企業の決算値を調整することで IFRS 第 16 号適用前のデータを分析していることが挙げられた。当該調整の例として、リース負債をネットデットの計算に含めなかったり、リースの実態をより忠実に表現するためリース料支払額を財務キャッシュフローから営業キャッシュフローに組み替えたりしていることが指摘された。

IFRS 第 16 号の導入によるベネフィットとコストという観点では、作成者及び利用者の双方にとってベネフィットがないのではないかと指摘があった一方で、リースをファイナンスリースかオペレーティングリースかを分類することが不要になったことは実務負担軽減の観点から有用であるとの声も聞かれた。

多くの GPF メンバーから、IFRS 第 16 号の導入は、数多くの契約に新しい会計モデルを適用し、重要な会計上の判断について整理を行い、さらには IT システムの更新も必要となるなど、大変なコストがかかった、という声が聞かれた。一方で導入後のランニングコストについては意見が分かれた。ランニングコストが高いと答えた GPF メンバーの意見とし

ては、US の SOX 対応などリース会計に係る内部統制を維持しなければならないことや、それに伴う監査工数も継続してかかっていることなどが聞かれた。また、IFRS 第 16 号と USGAAP との差異によって比較可能性が損なわれることで作成者全体のコストが増大していること、また、特に割引率やリース期間の決定に際して企業ごとの判断を伴うことにより比較可能性が損なわれているとの指摘もあった。移行措置については、免除規定の存在によって実務負荷への配慮がされていることを評価する声もあった。

来る情報要請では適用上の課題をきちんと手当すべきという声が多く聞かれた。例えば、少額資産の基準値の例として示されている 5 千米ドルに係る記載は有用ではないので削除すべきとの意見が出された。また、同様に、少額資産ではない例として自動車に言及されている点も指摘された。いずれも、貨幣価値は国や地域の経済水準や経済実態によって異なるはずであるが、実務がそのような記載に縛られてしまい、結果として本来あるべきではない会計処理の多様性が生じている、また、原則主義である IFRS にそのような特定の記載を含めるべきではない、という意見であった。

各セッションにおける GPF メンバーからのフィードバックは、今後の IASB の審議において考慮される予定である。

4. 次回の予定

次回の GPF 会議は、2025 年 3 月 28 日の開催が予定されている。